

事務連絡
令和5年1月31日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる
高齢者施設等の職員向け動画及びリーフレットについて

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

高齢者施設等の入所者について、家族等との面会の機会の減少により心身の健康への影響が懸念されると踏まえると、高齢者施設等での面会の再開・推進を図ることは重要と考えています。

そこで、今般、厚生労働省において、高齢者施設等の職員の皆様向けに、面会を積極的に実施する施設の事例や実施方法等を情報発信する動画及びリーフレットを作成しました。当該動画及びリーフレットを、下記1のとおり、厚生労働省ホームページに掲載しましたので、各都道府県等におかれましては、貴管下の高齢者施設等に対し周知をいただくとともに、面会の再開・推進にかかる働きかけや支援をお願いいたします。なお、リーフレットについては、今後、協力が得られた高齢者施設の関係団体等を通じて、順次各施設等に配布予定ですので申し添えます。

また、面会の実施にあたっての留意点として、下記2の事項について、貴管下の高齢者施設等に対し周知をいただくようお願いします。

記

1. 高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる高齢者施設等の職員向け動画及びリーフレット

以下の厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00014.html



2. 面会実施にあたっての留意点

- 介護保険施設等の運営基準においては、「常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない」等とされており、利用者と家族との面会の機会の確保に努めていただく必要があります。
- また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年11月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においても、高齢者施設等での面会について、「利用者、家族にとって重要なものであり」とされており、利用者・家族のQOL等の観点を重視いただき、面会の実施を検討いただくようお願いします。
- 面会の実施にあたっては、「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」（令和3年11月24日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）（別添）にお示ししている留意点を御参照ください。
- なお、利用者の家族等や面会者には、施設等における面会の必要性を理解していただくとともに、引き続き面会時には感染対策の実施を働きかけるようお願いします。